一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

平成30年7月豪雨に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年7月豪雨(以下「豪雨」という。)により、尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の豪雨により、事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されており、多数の 方々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために、雇用調整助成金や雇用保険の特例措置を講じるとともに、そうした内容を踏まえた各種支援のご案内に係るリーフレットを労働局等を通じて周知しているところです。 つきましては、下記の事項につきまして、周知啓発に向けた御協力をお願い申し上げます。

記

- 一 今般の豪雨により、今後の事業活動への影響が生じるおそれがあることから、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件の緩和及び助成内容の拡充を実施しているところです。また、激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置を適用し、災害で事業所が休業したことにより、労働者が休業し賃金を受けることができない場合にも基本手当を支給することといたしました。こうした特例措置を活用していただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくよう、お願いいたします。また、新入社員についても、入社の後、休業せざるを得ない場合には雇用調整助成金を活用し、教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った被災者を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、被災者の雇入れ について、特段の御配慮をお願いいたします。また、特に厳しい環境にある被災した新卒

者を対象とした求人の積極的な提出及び、採用選考上の取扱いに係る最大限柔軟な対応についても、特段のご配慮をお願いいたします。

- 三 豪雨により被害を受けた、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るための配慮につきまして、よろしくお願い申し上げます。また、やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第29条の2の規定等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じていただく必要がありますので、ご留意ください。
- 四 豪雨により被害を受けた、障害者の方等課題を抱える方の雇用の安定・確保に向け、特段の配慮をよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

平成30年7月豪雨の災害に伴い 「雇用調整助成金」の特例を追加実施します!

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

- ※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
 - ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、 早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、 上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 休業を実施した場合の<u>助成率を引き上げる</u>(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る) 【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ② <u>支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(</u>※岐阜、京都、兵庫、 鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ <u>過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、</u> ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の<u>特例の対象となった休業等について新たに起算</u>する
- (以下は既に実施している特例)
- ⑤ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする



平成30年7月豪雨等に伴う 雇用保険基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

<u>災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます(事前の申し出や</u>やむを得ない理由を証明する書類は不要)。

<u>失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。</u> ※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続ができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

- ※ 受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。
- 3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、<u>①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合</u>に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

- ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、<u>休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を</u>受給できます。
- ② 災害救助法指定地域及び激甚災害法の指定地域に隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。
- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 〇 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」(①の場合)又は「雇用保険被保険者離職票」(②の場合)、身分証明書(運転免許証など)、本人名義の預(貯)金通帳(カード)、写真(縦3cm×横2.5cm)が必要です(ただし、受給手続に必要なこれらの確認書類がない場合でも手続を行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。)。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又 は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保 険の被保険者であった期間は通算されません。

また、激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己の都合で退職した場合も、給付制限の 短縮(3か月→1か月)により、給付開始時期が早まります。